

## 創業支援融資利子補給制度

☎企業港湾商工課 ☎0299-90-1182

市内で新たに融資を受けて事業を開始する事業者に対し、融資に対する利子補給を行ない、創業を支援します。



- 補助対象の条件**
- 事業を営んでいない個人(市内に住所を有するものに限る)または新たに設立する法人が、新たに市内で事業を開始するもの
  - 4月1日以降、初めて創業融資を受けた個人または法人  
※創業に係る事業を開始した日から5年以内であること
  - 個人または法人の代表者に市税の未納がないこと

- 補助内容**
- 以下のいずれかの融資を新たに利用した事業者に対し、融資を実行した日から3年間の利息の100%(年間上限20万円)を補助します。
- 茨城県創業支援融資
  - 茨城県女性・若者・障害者創業支援融資
  - 日本政策金融公庫(国民生活事業)に係る創業支援融資

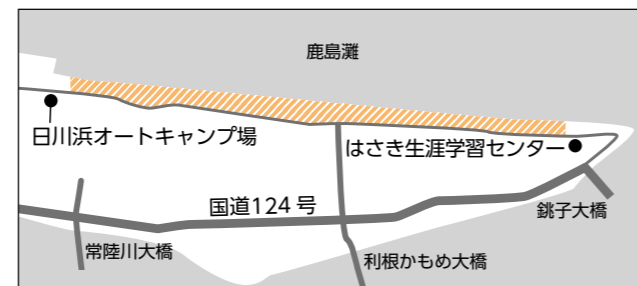
**申請受付** 2024年1月以降を予定しています

## 松くい虫防除(薬剤散布)の実施

☎農林課 ☎0299-90-1008

市では毎年、松くい虫の被害を予防するため、ラジコンヘリコプターを使用した、薬剤散布を行なっています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 薬剤散布区域図



海岸線から道路までの緑地帯に散布

**日時** 5月30日(火)～6月1日(木)  
午前4時～正午  
※天候などにより順延する場合があります

**区域** 日川浜～はさき生涯学習センター間の  
海岸防災林

### 散布中の注意事項

- 区域内に入らないでください
- 散布区域付近のビニールハウスなどは必ず締め切ってください
- 開放してある井戸・金魚池・畜舎のエサ箱に覆いをしてください
- 洗濯物や薬剤の被害を受けやすいものは、屋内に取り込んでください
- 万一、頭痛・めまい・吐き気などの症状を感じたら、最寄りの保健所・医療機関にご相談ください



## 危険な空き家の解体を支援



☎・☎住宅政策課 ☎0299-95-6595

周辺に危険を及ぼす可能性があり、利活用が難しい空き家の解体費用の一部を補助します。  
※対象者の要件や申請方法など、詳細は市ホームページでご確認ください



### 対象となる空き家

- 市内で1年以上空き家となっている個人所有の住宅
- 事前調査で「管理不全状態の空き家」「不良住宅」「特定空き家」と判定された建物
- 法令違反がなく建築されていて、公共事業による補償対象でない空き家

### 補助対象

- 空き家の本体・設備・基礎などの解体工事費、廃材処分費
  - 塀・車庫・物置などの解体工事費、廃材処分費など
- ※家財道具処分費は対象になりません  
※対象となる工事は、市内に本店・支店・営業所がある法人または個人事業者が行なうものに限ります

### 受付期間

5月10日(水)～11月30日(木)  
※予算の状況により、受付を終了する場合があります

### 申請方法

まずは、事前調査の申請を行なっていただきます。  
市で調査を行ない、対象となった場合に、補助金の申請をしていただきます。  
※補助金の申請は、必ず**工事の開始前**に行なってください

### 補助金額

管理不全状態の空き家	対象経費の2分の1(上限50万円)
不良住宅	対象経費の2分の1(上限70万円)
特定空き家	対象経費の2分の1(上限100万円)

